

綾瀬市統計事務研究会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、統計調査員の確保及び育成を通じて統計行政の推進に寄与することを目的として、綾瀬市統計事務研究会（以下「研究会」という。）が行う事業に対し補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助対象となる事業の経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 研究会が研修又は会議等を行うために必要な経費
- (2) その他市長が必要と認めた経費

(補助率)

第3条 補助率は、前条に規定する補助対象となる事業の経費の2分の1以内とし、予算で定める額を限度とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条第1項の規定による交付申請書の提出期日は、4月30日までとする。

(申請の取下げ)

第5条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げのできる期間は、交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

(実績報告)

第6条 規則第12条第1項の規定による実績報告書の提出期日は、当該事業年度終了後の4月30日までとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。